

特67
440

宮崎宮略縁起

全

014658-000-6

特67-440

宮崎宮略縁起

永友 宗年 / 著

M24

ABB-1090



宮崎宮略縁起序

世の中乃事みむ始ありてこそ終はありけれあけまくり
 こた天つ御祖の大神詔して豊あし原の中津國は朕が子孫の
 志らむへき國そとのり給ひて皇御孫の尊を天くたしたまひ
 神武天皇の御代は日向の高千穂の宮にたはしましつるを
 が天つ御祖の詔のまに天の下をたしむへて安國と志
 るはつ國は志ろしめしけむその御代より今の御
 は始ありて終ある例にこそはありけれさてそのはしめに大
 ましし宮崎宮に昔よりあしこた天皇の御靈をいはひま
 つれるが今の現にあはらぬものあらその故よしをさだかま
 らけるものおきを今の官司永友宗年ぬしがうれたみねもひ



二
れこしてさらにくさくのあらし書をもひきいておれとよ
のへつるこれの一卷を見ればそのかみの事も處のさまも思
ひえられて鳥がふくあつまのはてある幹文らもまゑをくた
ふとくかたじけなきを間ちかき九の國一の縣の人々はこれ
をよみかから大宮の廣まへみぬかつきてさこそは仰きまつ
らめえのひまつらめとれもふもゆかしうておん

明治二十一年十二月晦日

常陸國人 久米幹文

詠宮崎縁起歌并反歌

中教正 源名和六年

大八洲國波多計止本都國是乃日向波三柱乃御阿禮乃御國皇
孫乃天降乃御國御寶築久豊宮崎波天下八隅知之磐余彦天皇
乃敷座之檀原乃宮乃本都大宮
本堂知利本手勒牟國民乃末乃美知豆世爾立免耶毛

例言

一此書は宮崎宮に詣てん人の由縁を問ふに答へん爲に書き記せるあり
一本文に一字低て原書を數多記せるは人に書の名どもを悉にえらしめむが爲なり
一此書中按とあるは余が考かりもし洩れ落たることあらば補ひてよ且つ誤りあらば訂正してよと世の識者に乞願ふにかん

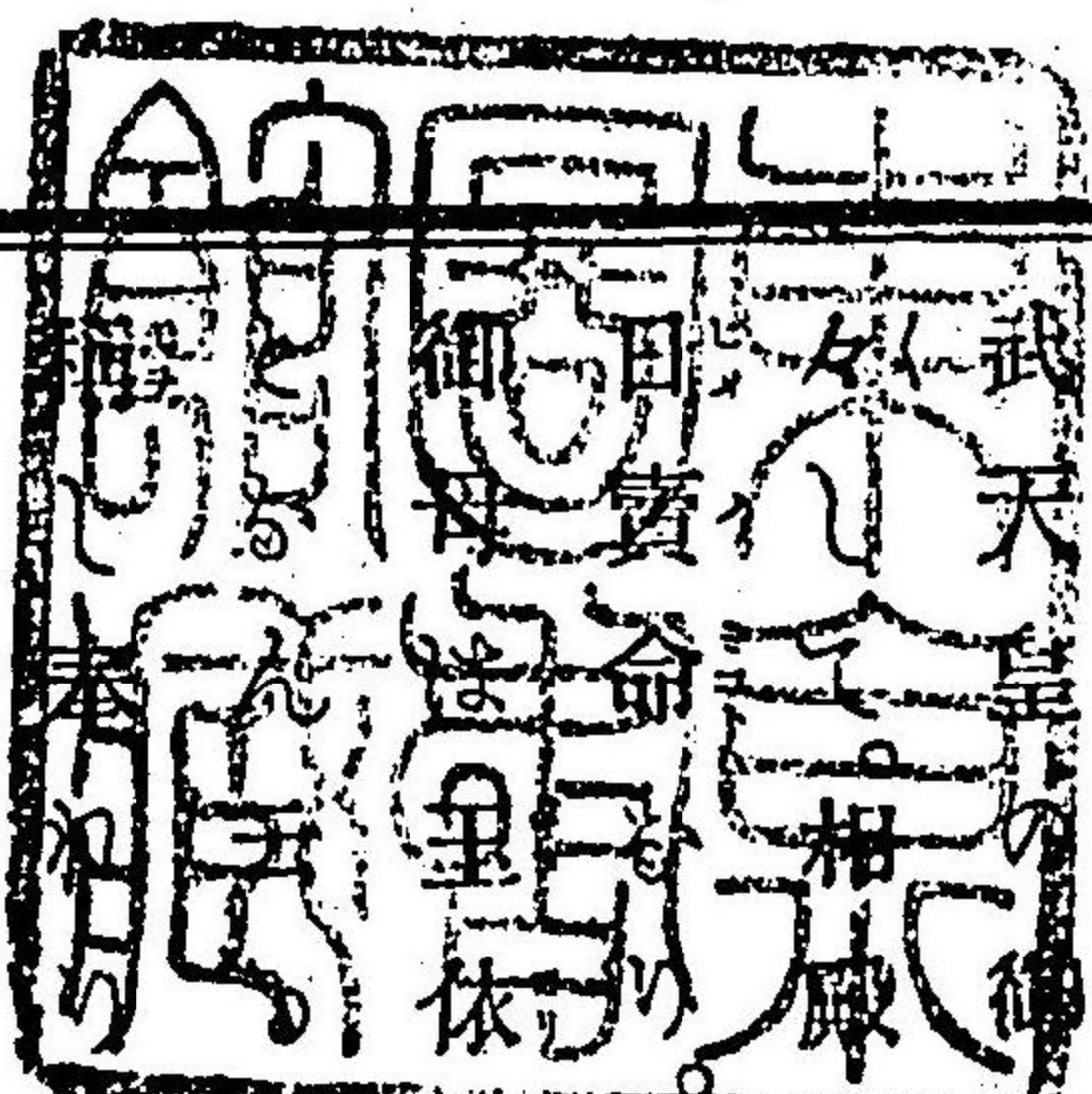
明治廿一年の春

永友宗年えり

宮崎宮略縁起

宮崎宮官司正七位永友宗年謹著

日向國宮崎郡下北方村に鎮りましき宮崎宮は往古より神
武天皇の御座と稱して祝ひ奉れり。祭神は即ち神武天皇に座
相傳の方彦波瀲武鷗草葺不合命西の方は玉依
命抑天皇は彦波瀲武鷗草葺不合尊の第四の皇子
日賣命にましきて此れの日向國西諸縣郡狹野
所にて御降誕座はしける。故に御幼名を狹野尊と



○日本書紀一曰狹野尊云云是年少時之號也

○日向神跡考略抄曰神武天皇稚く大坐間狹野命と稱せり

しよし書紀の一書にみはたるも霧島山のふもとに狹野

神徳院と云る別當有り其地邊りよく考ふべし

○狹野神社舊記曰天皇狹野ニ降誕マシク十五歳ニシテ

太子ニ立給ヒ後日向國宮崎ニ都シ給フ今宮崎郡ノ内下北方村ハ皇都ノ遺跡ナリ

○霧島山略縁起曰神武天皇降誕ノ古跡ハ當山東北の麓狹野と云所也故に帝の御幼名を狹野尊と奉稱今は狹野權現と奉崇台家神徳院別當たりと云云

御年十五の御時立て太子と成り給ひて日向の國宮崎に都を開き給ひて宮崎の宮とぞ申しける。御祖神等は高千穂にまゝして世を治め給ひしかとも。凡そ世を治めんは始斯偏鄙に草昧のみ代にはさる事からむとぞ思ひ量らる。されは天皇の勇智群倫に卓越させ給へりしを以て此の所に皇居を建給へる事信からむか。

○職原抄曰神武天皇即位之初繼神代之蹤都日向國宮崎宮此時天下草昧封域未定東征之後初平中州定都於大和國

樞原宮

○神武正統記曰筑紫日向の宮崎の宮にればしましける。兄の神達及ひ皇子群臣にみことのりして東征の事あり云云

○大和國風土記曰樞原郷土地中肥民用不少是則神日本磐余彦天皇自日向國宮崎始宮居之地也

○古語拾遺句解曰都於日向國宮崎從此京師起軍東伐朝敵長髓彦謂之東征

○神武紀藻摺草曰天皇東征ノ時ニ日向ノ宮崎ヨリ皇孫瓊々杵尊及ヒ母后玉依姬ノ神靈ヲ供奉シ給云云

○秋葉山略縁起曰神日本磐余彦天皇神武神代の蹤を繼日向國宮崎に都し玉ふ此時天下草昧にして封域いまだ定らざ故に寶劍を以て四海を治め初て帝業を大和國樞原宮に遷幸ましまし

○延陵世鑑曰神日本磐余彦天皇云云此天皇宮崎ノ都ニ住
 玉フユト四十五歳其後處々ノ凶徒ヲ攻從へ遂ニ大和
 國畝傍ノ樞原ノ地ニ宮柱フトシクタテ、住給フ
 此の宮にまして天の下を治め給へり。御歳四十五の時東征し
 給はむとして諸兄及皇子等に議りたまはく。昔我天神此豊葦
 原瑞穂國を我天祖彦火瓊杵尊に授け給ふ。是に於て天津彦
 火邇々杵尊天八重雲を押し分け天降り給ひてより今に逮ぶま
 て數多の年月を經れとも。遼遠地猶未だ王澤に霑はざ。村に長
 ありて各もく自ら疆を分ちて凌蹙へり。又鹽土老翁のいひ
 しを聞くに東の方に美地あり青山四方に周り其中に天磐船
 に乘て飛び降れる者ありとぞ。朕思ふに彼地にははしまして
 こそ天下の政事は安らげく聞食さめ。蓋六合の中央からむ。そ
 のとび降れるは謂に是饒速日ならむ。故東の方に都つくり
 て天業を弘てむと詔ひ即皇軍を帥て此の日向の國を發幸し

給ひしは。是かん甲寅の年かりける。豊國安藝國吉備國等を経
 て難波に至り白肩津に着せ給ひて大和國に入らんとし給ふ
 に。賊首長髓彦拒み戦ひて皇軍利を失ひ給へり。依て南の方よ
 り遠く回り幸して。紀伊國を經て大和國に入り。天神の冥助を
 蒙り給ひしかば。乃ち厚く天神地祇を祭り給ひて。遂に惡き神
 また射向ひ奉る夷どもを皆征伐け治め給ひしは。日向を發幸
 してより凡そ八年にして。海内ことごとく安らけきみ代と治
 まり。大和國に大宮を造り樞原宮と稱し給ひて天の下知食し
 ける時御號を神日本磐余彦天皇と申し奉れり。此れ人皇の最
 初まり。神武天皇と稱へ奉るは後世より奉れる御號なり。按神武
は易繫辭に聰明叡智神武而不殺者夫とあるを取られたるか。儲
日本書紀の私記に師説神武等證名淡海御船奉勅撰也とあり。儲この宮崎
 の御社地は天皇宮居の舊き跡にて郡の名を宮崎と稱し。且つ
 地の惣名を宮崎といふも天皇の都を建給へりしによりてか
 つけしかり。今猶かわらる其名を傳はりける。

○日向風土記曰宮崎郡土地上肥云云古老傳云此地自皇孫降臨至神日本磐余彥天皇之官所也故云宮崎按自皇孫降臨此は全く神武天皇の官所あるへし御社を建て其の御神靈を鎮め祭りたまへり。

○本宮舊記曰古老傳云磐余彥命長髓彥ヲ平ケ給ヒ即チ檀原宮ニ座坐テ崩御給ヒ後チ筑紫鎮守神八井耳命ノ皇子天健磐龍命天皇ノ靈社を當地ニ建立シ玉フ令記ニ瑞籬宮天皇詔ク磐余彥命ハ大和國ニ崩御シ玉ヘ日向國ハ古名アル地ナリト宣リ玉ヒテ舊跡船塚山ニ天皇ノ宮殿ヲ建立シ玉フ按瑞籬宮の天皇崇神天皇の御代建立とあるは創建に景行天皇の御代に創建し給ひしあらむか又按或記にあらすして熊襲御追討の御誓願にて造營し給ひしあらんか

○鵜戸神宮舊記曰磐余彥命第二皇子神八井耳命之皇子天健磐龍命ヲ以テ筑紫鎮守ノ爲メ御下向宮崎ニ御座坐

○古記曰磐余彥命御年十五ニテ宮崎ニ移リ幸キ坐ス天皇四十五ノ御歳宮崎ヨリ兵船ニテ東國御幸之時天皇皇子神八井耳命其皇子天健磐龍命ヲ九州鎮主トシテ宮崎ニ殘シ坐ス按兵船ニテの四文字は全く誤謬なる事前後の文を見て知るへし

○日向記曰神武ノ古跡社壇舊リタリ山林松高シテ面垣ニ庭前苔深シテ人跡絶々幾歳カ荒ナシ人王ノ始也云云神武社殿ニ書ク皇ノ其古チミヤサキノ都ノ跡ノ荒テ久レキ

○劔柄神社舊記曰宮崎皇居陳跡猶在下北方今存神武天皇祠

○鵜戸神宮舊記曰宮崎郡北方村帝都舊地今山林ト成レリ牛馬耕作ヲ禁ス神武宮此所ニ有之大社

○日向見聞錄曰神武天皇下北村云云當社ハ即チ天皇之生國本栖之官跡也此地名ヲ神武原ト云又船塚ト云天皇東征之日御船ヲ繫ギシ所ト云傳フ按御船を繫しと云は誤謬にて始る此の塚の事ハ別記せしものあり

○和漢三才圖會曰宮崎在佐土原之南神武天皇初皇居之内
裏ノ跡有宮

○鬼塚綱快雜記曰神武天皇宮崎郡北分此所皇居ノ跡也按分の字は
該字の上を下の一
字落たるあるへし

○日向地誌曰永祿五年壬戌伊東義祐飭肥紀行ニ云人王ノ
始メ宮崎ノ京神武天皇ノ御前近キ所ニテ辱サニ泪落ケ
リ云云

○新撰地理小志曰宮崎ハ神武帝の始の都なれば今に帝を
祀れる社あり

然るを此地は東征し給はんとして。御船を撃き給ひ後に埋め
給ふぞ般塚山なると云へるは。後の世の人の設けし偽説な
へし。そは此官地より十町程離れて乾の方に往古天皇の御遊
びに行幸し給ひし所として其跡に少キ祠を建て涼の宮と稱し
たり。此官は

○日向五郡八院舊元集曰冷宮

天皇を齋ひ祭り來し。明治維新の際本官の神官某氏の宅地
内に移し奉れるよしあり。天皇東夷御征伐の時御乗船の港は。
本國兒湯郡美々津あり。今も同所にては毎年八月朔日は天皇
御船出の日なりとて。家々に餅を製し御船出の有りし時を祝
ひ奉るとて。東雲より起き出て起きよ起きよと呼ひ歩くを以
て嘉例とせり。太古天皇御船出の時は東雲ありしかば餅の
出來ざりし家々は。其後八月朔日に餅を搗かぬ事と成りて。今
に其末裔ありとて餅を搗かぬ家あり。且つ美々津川の南岸に
立磐神社といふ社あり。其境内に天皇御腰掛の石として今にあ
り。こは小縁物にあらねば殊に石の華表を建て周圍に石の玉
垣あり。借處の名をミツと云ふも天皇御船出の津なるより
美津と稱へ云ひ來りしを。いつの頃にかミツと重ね云ひ初
めしより地名とかりしなるべし。されば此宮崎を發し給ひて

美々津より御船に乗らせ給ひけんかし

○日向襲高千穂神代圖曰美々津川ハ神武天皇東夷御征伐ノ時御乗船ノ港ナリ

本宮を御代々の天皇等深く敬ひ奉り給ひて。御祭には勅使参向ありけり。其時上官の方來らせ給ふ處を上來方と云ひ。下官の方來らせ給ふ處を下來方とぞいふ。官殿造營の節は官人出張ありけるより其地を官の地といふなり

○本宮舊記曰往古祭日ニハ京都ヨリ勅使御下向アラセラル其時上官ノ方來ラセラルル處ヲ上來方村ト云ヒ下官ノ來ラセラルル處ヲ下來方村ト云フ又官殿御造營ノ節ハ時々官員御出張アリ其地ノ字ヲ官之地ト云フナリ方今北
方に作る

建久年間に地頭土持太郎信綱官殿造營して豫て假官殿と爲し奉りし本郡南方村八幡宮今神奈より遷座の折乗馬にて御供

仕へ奉れり。

○奈古八幡社記曰神武天皇官殿建立成就ニ依テ今日八幡宮ヨリ遷宮地頭土持太郎信綱殿供奉馬上也按延慶世鑑に後秋九月再土持信綱ヨリ日向國を賜り三河國●ヨリ縣の庄に移るとあり(縣の庄は延岡の舊名あり)又建久八年本郡地頭たりし事日向圖田帳に記せりされの本宮造營も建久年間あるへし

文明八年に伊東祐國より蓮ヶ池にて八戸北方の莊にて七戸を永遠の社領と爲し。祈年祭新嘗祭の折には金壹兩づつを獻りて御祭を行ひける。島津義久は度々の祈願を有りし中に。天正十一年には一萬度の御祓料と爲て金三拾兩獻られぬ。其時代参として桂二郎九郎新納大八郎の兩士を詣てしめられたり。明々十二年にも亦同じく獻られたり。寛永二十一年に領主有馬左衛門佐藤原康純は官殿を造營して同年九月二十一日遷宮式を行ひ奉れり。元祿二年三月三日領主有馬左衛門佐永純より新地二石五斗を寄附して

○寄附狀ニ曰依神武天皇古跡新地二石五斗事令寄附訖全

社納不可有相違者也

元祿三己巳三月三日

永純判

外に高三斗五升七合五夕を御供田と稱して附け置きぬ。領主内藤龜之進は宮殿造立して文化十年八月十九日遷座をぞかし奉り。同内藤能登守政義宮殿建立して天保十年九月二十六日遷宮の御式を仕へ奉れり。借本宮の御祭は往古は三月十一日九月二十八日の兩日あり。最隆盛ある御祭にて競馬をぞ行ひけり

○本宮舊記曰寛文三年ノ條ニ九月二十八日騎馬四百三十

二云云同五年ノ條ニ三月十一日寄馬二百余

○諸國西遊記曰日向の宮崎郡下北方村にある神武天皇の宮

に行ふ流鏑馬競馬は最嚴重かり

其時は本郡内は勿論諸郡より集る馬の數は八百頭或は千頭

に至り。舊藩制の時は領主の代參者は代官村々の村長を率ゐて神前の拜を終れば直ち競馬場に臨み景況を視察して是を藩主に報告するを以て例とせり。若し此の祭日に競馬するにあらざれば馬の價格に關はるを以て地方の人民共祭日の競馬を稱して馬の官職とりと云ふも實に信かりけり。明治八年國幣中社とかり給ひし時に大陰曆九月二十八日は十月二十六日に當りしかば其日を例祭と定め給ひて往昔よりの春秋兩季の御祭を私祭として大陰曆三月十一日九月二十八日に祭事を行ひ來りしが今年より春祭を四月三日秋祭を十月二十六日の例祭日と定めしが。競馬は殊更盛んある事にありける。明治五年の改曆より天皇即位辛酉正月元日に當る二月十一日を紀元節と稱し宮中に於て御親祭あらせられて諸國の人民へも遙拜をふさしめ給ひ。且つ四月三日は天皇御崩日あるを以て紀元節の如くおさしめ給ふ。此處も昔より神武

天皇社と稱へ奉りこしを明治六年五月宮崎神社と改め奉りて宮崎縣の縣社と成し。六月一日に奉告の御祭をかし給ひて厚く御祭をぞたこみ給ひけるが。特に我が天皇は敬神仁孝の叡慮深くたはしまして往し明治八年八月十日國幣中社の列に加へ給ひて宮崎縣權令福山健偉を勅使として参向せしめ給ひ同し年の九月四日に幣帛を捧げ奉らせ給ひて奉告の御祭を行はせたまへり。夫よりこのかた毎年祈年祭新嘗祭には地方の長官参向して神饌幣帛を献り。例祭には地方の次官参向して又神饌幣帛を捧げ奉らしめ給へり。實に嚴重なる御祭かりけり。明治十一年の五月皇朝より御社の號を宮崎宮と稱へ奉るへき旨仰出されたり。同十八年四月二十二日には官幣大社と成し給ひて八月九日に勅使として宮崎縣令從五位田邊輝實参向して奉告祭を成し給ひて彌々増々懇ろに祭らせ給ふ事と成りて。例祭には地方の長官参向して祝詞を奏さ

る。今の宮殿は明治十六年の夏より事始りて同十九年三月功竣て同月三十一日芽出度遷宮の御式を仕奉りけるより尙彌まはく大神の御稜威は天地に満足はるか故に。御國の人民は申も更かり。外國人も御神徳を仰き奉れり。いかで天の下の蒼生朝夕に拜みまつりて御代々の御榮を祈り奉らさるめやあかかしこ

宮崎宮略縁起終

明治二十四年二月十四日印刷
明治二十四年二月十四日出版

宮崎縣宮崎郡大宮村大字
下北貳百五拾六番戶

覆行者

大野

操

宮崎縣宮崎郡宮崎町四百
三十一番戶其一

印刷人

熊谷

到

